様式第８　法第49条第１項及び第４項第４号・第５号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

１　復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

|  |
| --- |
| ① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針 |
|  |
| ② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等） |
|  |

（注）（1)　「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。

　　　(2)　「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

２　１の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

|  |
| --- |
| ① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針） |
|  |
| ②　農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む） |
|  |
| ③　復興整備事業ごとの農地等との調整状況 |
|  別紙様式のとおり |

（注）（1）　１の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。

　　　(2)　「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

３　当該土地利用方針に係る被災関連都道県の知事の意見（法第49条第２項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

|  |
| --- |
|  |

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

１　農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式１）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 図面記号 | 地区名 | 復興整備事業の種類 | 土地の主な用途の種類 |  | 事 業主 体 | 施　行予　定年　度 | 予定人口（世帯数）の規模等 | 土地利用区　　分 | 移転元との関連 |
| 面　積 | うち農地面積 | うち農振地域面積 | うち農用地区域面積 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

（注） (1)　本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。

(2)　「復興整備事業の種類」は、法律第46条第２項第４号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。

(3)　「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。

(4)　「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。

(5)「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

２　調整措置概要

　地区名： 地区

（別紙様式２）

|  |
| --- |
| ①　農業関係施策との調整状況 |
| 農業関係施策図面番号 | 関係施策事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行年度 | 復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設 | 施策の種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況 |
| 受益面積・施設等 | 施行状況 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ②　周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策 |
|  |
| ③　当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定 |
|  |

（注）(1)　国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

　　　(2)　「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

　　　(3)　「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

　　　(4)　「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第３章の第２を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

　　　(5)　「②　周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

　　　(6)　「③　当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。